

第19回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年11月6日(月) 午後1時30分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島市役所5階 大会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 2名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 木下 英春 委員 9番 三原 一義 委員

②第2 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第94号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第95号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第48号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主査	田中 荘子	書記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	×	8	大町 朝子	×
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
南川・筒口・大殿分・川内・山浦・山浦開拓	山本 清士
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第19回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。
-----	--

	<p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(2番、8番委員を除き1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員10名の出席を確認。)本日の出席は10名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。7番木下委員と8番大町委員が欠席のため、9番三原委員にお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>改めましてみなさんこんにちは。引き続きでございますけども、よろしくお願ひ致します。久々に雨が降って、もう少し降るのかと思っておりましたが、潤う程度ということで今日来たところでございます。夕方までみっちり降るとい話でしたが、ポツポツという感じでした。</p> <p>今はみかんの収穫の最盛期でございますが、ずっと天気が続いて大変、たまには休みたいという声もあり今日ほっとされたかと思ひます。改めて我々もちょうど委員会を延期しておりましたからよかつたなあと風にも思ひます。</p> <p>いずれにしても、局長からもありましたように馬場委員さんを除いて視察研修にご出席頂きました。おかげで本当に賑わって、香取では副市長、伊藤会長も出てきていただき、色々詳しく本当に勉強させて頂きました。</p> <p>次の日は、道の駅の元々オーナーである山崎さんにバスガイドを務めていただき、皆さんに神社や墓などゆかりの地を紹介していただきました。国会の方は、山下先生にみんな来てもらって良かったと言っていたいただきました。たまたまですが、予算委員会なんて滅多に入ることはできません。どうせならば山本委員が夕方質問をされて賑わったとのことなので山本委員の発言の時に行ければもっと良かったかなと思っております。いずれにしても、みなさん厳粛にさせていただいて本当にスムーズにいけてよかつたです。</p> <p>ただ残念ながら、飛行機が1時間以上遅れまして、皆さんには帰りご迷惑をかけたかなと思っておりますが、フィリピン航空との共同便、よくあることですがいつだか私が行った時も台湾から飛んでいる飛行機が、バンクーバーまで飛んで来なくて翌日来まして1日まるまる延期になり騒動になったことがありました。</p> <p>いずれにせよ無事に終わったことにお礼を申し上げたいと思ひます。</p> <p>今日は大町委員さんをご不幸で欠席でございますが、副会長と局長と3人でお参りに行ってきまして、会の方から決まりの通りご香典をしておりますので、お繋ぎしておきます。</p> <p>それともう一つ今日は午前中に私が出席しましたが、鹿島市の市政功労者の表彰がありまして、農業関係では北鹿島の土地改良の中原さんが表彰を受けられ、あとは区長さんや交通安全の会長さんなどが受けておられ、なんとなく少ないメンバーでございました。中学生のバレーが上手な子や、ボウリングで全国2位になった子たちもおられ、一緒に表彰があったところ。それぞれの場所で祝賀会などのお声がかかるかもしれませんので遠慮なく、それから皆さん方もぜひ農業委員会を10年20年やっただき、市政功労をもらって</p>

	<p>いただくように私からお願いしたいと思います。</p> <p>本日も議案をそれぞれのところで提案しています。そして前から言っておりますように、市議会との意見交換会を予定していますので、それぞれに案内の通知をいただいております。内容的には後立って説明してもらいます。それから活動記録を文章で書いていただいていたが、なかなか書くのも面倒ということで、お手元に配っておりますが○をつける形式にしていますので、もう少し活動記録を皆さんには増やしていただき、実質的に活動のお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それから、今月ですが西部と東部に分かれて農業者等との意見交換会も予定していますのでぜひご出席をお願いします。</p> <p>それではお手元の資料に基づいて会議を進めてまいりますから、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>報告第47号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。</p> <p>今回の解約件数は、記載のとおり4件となります。</p> <p>筆数は、6筆、合計面積は、9,318 平米となっています。</p> <p>登記地目および現況地目は、田が5筆、畑が1筆となっています。</p> <p>解約事由は、すべて双方合意によるもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借人変更のためが、3件 ・借人死亡により借人変更が、1件となっています。 <p>解約事由別に、詳しく説明しますと、</p> <p>1番から3番までは、この後の議案第96号で、利用権の設定として、計上しています。</p> <p>また、4番は、来月の12月総会に同様の議案を計上する予定となっています。</p> <p>報告第47号 の説明は、以上です。</p>
議長	<p>報告 47 号解約報告ですが、それぞれの担当地区で皆さん連絡があったかと思います。先ほど局長が言いましたように、一部では次の借人も決まっているとのことで、特段なければ進めますがよろしいですか？(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。それでは次に移ります。94 号について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第94号について説明します。</p> <p>議案説明資料2ページをご覧ください。</p> <p>1番について、説明します。</p> <p>位置図1ページ、</p> <p>本日配布の資料1ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●●の1筆でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに田となっています。</p> <p>面積は、1,263 平米です。</p> <p>譲受人は、●●●●で</p> <p>譲渡人は、●●●●さんと●●●●さんです。</p> <p>転用の目的は、宅地分譲10区画となっています。</p> <p>施設の概要は、10区画の分譲地10棟 2,174.90 平米</p> <p>取付道路・側溝 456.84 平米となります。</p> <p>農地区分は、3種農地です。用途区域区域内となります。</p> <p>周囲の状況ですが、東は宅地、西も宅地、南も宅地、北も宅地 となっています。</p> <p>関係機関との協議はありで、その条件はありません。</p> <p>公共下水道の区域内となります。</p> <p>同時利用地として、北側に●●●番(宅地 1,370 平米)があります。</p> <p>1番の説明 は以上となります。</p>
議長	担当の木下委員、説明をお願いします。
7 番委員	ここは●●●から少し下がったところで、周りが宅地で耕作放棄地のようになっています

	た。周りは全部宅地ですし、問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。
議長	局長からありましたように、申請地の北側も住宅地でありまして、有効利用するために今回の申請が出ておりますが、皆さんから何かございますか？ なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは2番に移ります。2番について説明をお願いします。
事務局	2番について、説明します。 議案説明資料同じく2ページ、 位置図2ページ、 本日配布の資料2ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●字●●、●●●番、●●●番、●●●番 の4筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて田となっております。 面積は、4筆合計で2,504平米です。 譲受人は、●●●●で 譲渡人は、●●●の●●●●さん69歳 ●●●の●●●●さん64歳 ●●●の●●●●さん76歳 ●●●の●●●●さん67歳です。 転用の目的は、宅地分譲14区画となっております。 施設の概要は、分譲地14棟 2,897.60平米 取付道路 957.45平米 その他 110.95平米となります。 農地区分は、3種農地です。用途区域区域内となります。 周囲の状況ですが、東は雑種地、西は宅地、南も宅地、北は田 となっております。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 公共下水道の区域内 となります。 同時利用地として、西側に●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●、 合計面積 1,462平米 があります。 水路の形状変更承認申請中、里道の形状変更承認申請中、水路の占用許可申請中、 里道の占用許可申請中 であります。 2番の説明は以上となります。
議長	この件についても、さっきありましたように西側の●●●●も併せて宅地になるとのことです。
事務局	(図面で補足説明)
議長	そして、北側の農地が残りますが、これについてもその所の侵入路を確保しながらという話で聞いてます。担当の藤家委員、説明をお願いします。
10番委員	現地は耕作放棄地のようになっていて、セイタカアワダチソウが茂っている状況です。そして先ほど言われたように、手前の方には昨年アパートが建っております。一緒にとのことでしたが、一緒にできずこっちだけ今回あがっております。なので、現地で昨年も水路の変更だつたりの地元協議を行っております。水関係は問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。
議長	奥の方が水田として残っていますが、一番奥の方はここにいらつしやらず放棄地のようになっております。そういうことで、この所にそこを利用してという話にはならないんですが、とりあえず水田として残りますから侵入道路も確保しながらということでございます。 皆さん方から、何かございますか？ この間草を刈るように言いましたが、どうですかね？
事務局	刈ってないかと思えます。

議長	<p>●●●●にも言って、ここの所有者の人達にもそういうことで話をしたいとは現地確認の時に言っていたのですかね。前から言っているように、境界が分からなくなるのですよね。なので必ず、刈っていただくことを促しているのですよ。</p> <p>なのでちょっとこの辺、また注意したいと思います。この辺はずっと埋まってきて、一番心配なのは災害などあった時に水が貯まらないかということですが、先程藤家委員が言われたように、抜けはするという話ですので。</p> <p>皆さん方から何かございますか？ 特段なければ採決を取ります。賛成の方。 (全員賛成)ありがとうございました。それでは次に移ります。議案 95 号についてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第95号について説明します。 議案説明資料3ページ 位置図3ページをご覧ください。 1番について、説明します。 土地の所在は、大字●●●●字●● ●●●●番、●●●●番の2筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて田となっています。 登記面積は、683 平米と 764 平米で、合計で 1,447 平米です。 譲受人は、●●●●の●●●●●さん52歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、100メートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 馬場農業委員と 野中農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。 1番の説明は、以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地確認を馬場委員お願いします。</p>
4 番委員	<p>場所ですが、●●●●を、●●●●方面に進む途中に●●●●がありますが、そこから県道挟んで西側に申請地があります。譲受、譲渡の理由は事務局の説明の通りです。譲受人の●●●●●●●●さんは、譲り受けた農地にハウスを建て、菊の花を栽培したいとのことでありました。 現地を確認したところ、概ね良好に管理をされておりまして、特に問題ないかと思われま す。以上です。</p>
議長	<p>高齢で、こちらにいらっしゃらないということで、今小作か何かされていたのですか？</p>
4 番委員	<p>●●●●さんは現在福岡県に住んでおられ、時々帰ってきておられるようですが、自分では管理できないからということで、以前から●●●●さんに頼まれてはいたようです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。反当いくら程ですか？</p>
事務局	<p>30 万円です。</p>
4 番委員	<p>圃場整備されたところではありますが、耕作条件が平地と比べて傾斜があります。</p>
議長	<p>この辺の区画整備はあったのですか？</p>
4 番委員	<p>そうですね、はい。</p>
議長	<p>みなさん、宜しいですか？ 特段なければ採決を取ります。 1番に賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。それでは、2番に移ります。</p>
事務局	<p>2番 について、説明します。 議案説明資料同じく3ページ 位置図4ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●●字●● ●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番● の4筆でございます。 登記地目は、田が2筆、畑が2筆</p>

	<p>現況地目は、田が2筆、畑が1筆、樹園地が1筆となっています。 登記面積は、4筆合計で、1,023平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●さん47歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、6キロメートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 中村農業委員と 山本農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があつています。 2番の説明は、以上です。</p>
議長	現地説明を、中村委員お願いします。
11番委員	<p>先ほど局長からありましたように、10月の定例総会で空き家に付随した特例農地の指定についてということで93号で上がっていたかと思ひます。●●の一番先、●●という所になります。この●●●さんというのが、その息子さん●●●●さんが所有して福岡に住んでいるところです。 現地はよく管理されており、すぐにでも耕作ができる状況です。1反ということで、若干広いですが十分耕作可能な面積かと思ひます。以上です。</p>
議長	山本委員、何かございますか？
山本推進委員	今説明があつた通り、綺麗に手入れをしてありました。9月の20日頃に家の横を通ると、車があつたのですよ。家の方の整理をしたいということで帰ってきたとのことで、少し話をしたのですがやはり月2回位は帰ってきて草はらいや家の整理をしているとのことでした。
議長	●●さんと●●さんは面識ありますか？
事務局	空き家バンクを通じてられます。
議長	●●さんが移り住まれるとのことですね？
事務局	そうです。移り住まれるにあたって、●●さんの農機具など全て使って良いということで話をされております。
議長	農業など出来そうな感じの方でしたか？
事務局	●●●●さんが代理で申請をされておまして、直接ご本人とはお会いしていません。
議長	空き家バンクは良いですが、今後本人確認をする必要があるかもしれませんね。
事務局	そうですね、今後本人さんに直接きてもらって意思を示して頂くようにします。
議長	<p>よろしくお願ひします。荒れないよう引き受けてくださるということですが、何かございますか？なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。3番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について、説明します。 議案説明資料同じく3ページ 位置図5ページと6ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●番●、●●●番●、●●●番● の3筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて田となっています。 登記面積は、3筆合計で、2,102平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●さん61歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、7キロメートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 山本農業委員と</p>

	小池了農地利用最適化推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして、両担当委員からの署名があります。3番の説明は、以上です。
議長	山本委員、説明をお願いします。
5番委員	直接現地を確認はしていませんが、話を伺いました。●●さんは現在、福岡県の方でご主人さんが病気になられてこの手入れに来れなくなったということで、●●さんに譲るとのことです。●●さんは元々●●●の出身の方で、農地等も●●●に持ってらっしゃるとのことでした。以上です。
議長	小池さん、何かございますか？
小池了推進委員	この●●さんは、元々●●さんのところの隣に家がありましたが、今は●●の近くに住んでおられます。定年されてから、毎週登ってきて手入れをされております。草払いなどもされていて、現在きちんと管理されています。
議長	ご主人がこれなくなったため、●●さんが代わりにしておられるのですかね？
小池了推進委員	高齢で、福岡から農作業をしに来るとするのは、息子さんたちもおられましたができないということで隣の●●さんに話をされたところ、作りましょうかという話になったそうです。
議長	金額はいくらですか？
事務局	反当10万円でお伺いしております。
小池了推進委員	話をした際は、お金の面は高くなくて良いので、作ってもらえないかという意味で譲られるようでした。無料ではちょっとということで話をしました。
議長	話をしてくださったのですね。辛いところですが、できるだけよろしくお願いします。山本委員さん、申し訳ないですが現地確認の方はしていただくようよろしくお願いします。他に何かございますか？なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。それでは96号に移ります。説明をお願いします。
事務局	議案第96号について、説明します。 議案説明資料は、4ページから10ページまでとなります。 この案件は、1議案で22件ございます。 9ページをご覧ください。 16番から20番は、あっせんによる所有権移転です。 今総会后に、所有権が、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。 その時期は、11月11日の予定です。 10ページをご覧ください。 21番と22番は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。 2件ともに新規となり、契約期間は、すべて10年で、権利の種類は、すべて賃貸借となっています。 4ページから8ページをご覧ください。 1番から15番までの15件は、利用権が設定される案件です。 15件のうち、新規が8件、更新が7件となっています。 また、15件のうち、賃貸借権の設定が13件で、使用貸借権の設定が2件となっています。 賃貸借権の設定13件のうち、現金扱いが9件、物納扱いが3件、現金と物納の扱いが1件となっています。 契約期間については、全15件のうち、10年が8件、5年が5件、3年が2件となっています。 議案第96号についての説明は、以上となります。
議長	説明をしていただきましたが、それぞれのところで皆さん方、よろしいですか？
11番委員	1番の●●●●さんは、管理がイマイチとも聞きますがその辺どうですか？
1番委員	自然農法でやられており、農薬も除草剤も使われておりません。なのでなかなか、刈る面

	積も多いですし、少し言えば何も植えられていないと思う方もいるかと思いますが、それは農法の違いですのでなかなかとやかく言えないところもあるのですよ。
議長	普通農薬などを使わず荒れて行ったところは、2、3年すると取り戻しが見つからないとも聞きますがね。 いずれにしても、自然農法とはいえ他のところに迷惑がかからないようには注意したいと思います。他にございますか？なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。次に移ります。報告48号非農地証明願いについてお願いします。
事務局	報告第48号非農地証明願いについて、説明します。 議案説明資料は、11ページ、位置図は7ページ、当日配布資料3ページをご覧ください。 1番について、説明します。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●番●の1筆となります。 地目は、畑で、 面積は、180平米となります。 所有者は、●●●の●●●●●さんです。 農地の区分は、2種農地です。 【願出地の状況】については、昭和60年に母屋の建築に併せて、隣接した農地に車庫を建築し、駐車場として利用していた。 【申請に至った経緯】は、令和3年に相続し、農地に車庫が建築されていることに気づき、今回の申請に至った。母屋建築及びその後の増改築時に未登記であり、また、未課税の物件となっているため詳細は不明。 周囲の状況は、東、西、南、北四方が宅地となっています。 非農地証明願いの対象基準は、記載している4項目をすべて満たすことになっており、本案件はこれを満たしているため、証明書を発出できるものと認識しています。 以上で、1番の説明を終わります。
議長	ここは、現地確認の際は空き家バンクとは聞かなかったですが空き家バンクに申請してあるのですか？
事務局	(図面で説明)
議長	中村委員、現地確認の説明をお願いします。
11番委員	1筆まるまるのうち、確かに車2台ほど入る車庫になっていますが、その下の方には里芋が2列、そして母屋側には柿の木や梅の木などが植えられており、そこは畑としての規模はあるのではと思います。
議長	山本委員、何かございますか？
山本委員	現地を確認していないので、わかりません。場所はわかるのですが。
11番委員	こういう場合、面積の3分の1は畑でなく車庫が建っていますよね。あと3分の2は作物を作られているわけですよね。そう言った場合、全体を非農地にできるのでしょうか？分泌が必要ですかね？
議長	車庫は車庫、残りは何をするか、というのをを出していただかないと非農地証明しにくいと思うのですよね。原則で言えば、ここはもう一回元に戻していただかないとなので。 もうひとつ水田があるというのは、どなたか買ってくださる目処が立っているのですか？
事務局	田についてはまだです。
議長	ここの持ち主は、あまりよく分からず行政書士に頼んでおられると思うのですよ。 作るか作らないかも分からない所ですから、使い勝手がいいように非農地証明を出して頂きたいということです。 ●●さん自身に、持っている田を、荒れないようにどなたかに頼むということで整理をして頂かないといけませんし、農業委員会として非農地のところも、車庫を残したいならば分筆してここは千葉畑、というふうにしなないとあまりにも勝手すぎるかと。この人の責任ではないで

	<p>しょうが。極端に言えば、元に戻してもらい、新たに何に使うかということ聞いて転用でやっていたかかないといけないかと。</p> <p>皆さんどうですか？既にこの家はどなたかが買うということで入ってきておられています が、空き家バンクも●●行政書士さんが対応されているのですか？</p>
事務局	お手伝いはされているかと思えます。
議長	空き家バンクに登録して、農地に付随しているところについてはうちに相談などはないのですか？
事務局	一緒に売りたいという話があれば、こっちに流していただけますが、基本的に都市建設課は家だけですので。
議長	<p>この付随している所について農業委員会に相談するようルールを設けるべきかと思えます。</p> <p>どうでしょうか？現況では、担当委員も言われるように非農地証明は出しにくいですが、もう少し色々なところの整理が必要になるかと。</p>
事務局	<p>そしたらこの案件は保留ということで、再度整理をして提案致します。</p> <p>2番について、説明します。</p> <p>議案説明資料は、同じく11ページ、位置図は8ページ、当日配布資料4ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●字●● ●●●番●の1筆となります。</p> <p>地目は、田で、 面積は、40 平米となります。</p> <p>所有者は、●●●の●●●●さんです。</p> <p>農地の区分は、2種農地です。</p> <p>願出地の状況については、 平成7年12月に、申請者の父が寺院(自宅)を建設され、その後増築された車庫の転用や地目変更手続きが取られていない。その理由は不明。庫裡(車庫)として利用されている。</p> <p>申請に至った経緯は、平成30年5月に申請者が相続。令和5年 9 月に土地の確認作業を司法書士に依頼し、申請地が田のままになっていることが発覚し、今回の申請に至った。</p> <p>周囲の状況は、 東は宅地、西も宅地、南は田、北は宅地となっています。</p> <p>非農地証明願いの対象基準は、記載している4項目をすべて満たすことになっており、本案件はこれを満たしているため、証明書を発出できるものと認識しています。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議長	三原委員、説明をお願いします。
9 番委員	現地に行っても、既に建物が建っているのではどうにもなりません。
議長	<p>ルールから行けば、申請者さんから、このような状況ですが手続きが必要かということを一 言言わないといけません。その際に、きちんと指導をするのが三原さんの立場ですのでそこ は理解してください。</p> <p>非農地証明も本来は転用が必要と思いますが、その点はどうですか？</p>
事務局	本来はそうでしょうが、転用となるときちゃんと書類を揃える必要があります、昔のことで書類関係もよく分からなくなっています。
4 番委員	税金に関して、非農地証明をして田から宅地にすると、評価額が高くなると思うのですが、どうですか？
事務局	課税については現況課税なので、既に宅地で課税されているはずですが、また宗教法人なので非課税となります。
議長	非農地証明の理由書などは出しておられますか？あれば読み上げていただきたいです。

事務局	<p>農地でなくなった時期及び原因は、平成7年12月に寺院を建設したためであります。申請地の状況は、寺院を庫裡として利用中とのことですが、現地確認からすると車庫のような状況かと思えます。証言証ということで、申請者の父が平成7年12月に寺院を建設、地目変更しなかった理由は不明となっております。当初の経緯を知っている家族及び近隣住民もない、平成30年5月に中岡建雄が土地を相続、令和5年9月に寺院及び個人所有の土地の確認作業を司法書士に依頼しており、今回の土地の地目が田のままと発覚し現在に至ると書かれております。</p>
議長	<p>非農地証明は出しますので、事務的などところをきちんとすること、担当農業委員に届出をするようにしておいてください。 現況が変わっているから仕方なく、という話ではなくきちんとするとこはきちんとするようにしてください。</p>
	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和5年12月4日 鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">会 長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">7 番委員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">9 番委員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">事務局長 ㊟</p>

